



平成 25 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ァ ン ケ ル
代 表 者 名 代 表 取 締 役 宮 島 和 美
社 長 執 行 役 員
(コード番号:4921 東証第1部)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 島 田 和 幸
グ ルー プ サ ポー ト セ ン ター 長
(T E L 045-226-1200)

当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について

当社は、平成 22 年 5 月 20 日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)を決定するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2))として、当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「旧プラン」といいます。)を導入することに関して決議を行い、平成 22 年 6 月 19 日開催の第 30 期定時株主総会において、旧プランの導入について株主の皆様のご承認をいただいております。

旧プランの有効期間は、平成 25 年 6 月 15 日開催予定の第 33 期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)終結時までとなっておりますが、当社は、旧プラン導入以後の法令の改正、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、平成 25 年 5 月 14 日開催の取締役会において、基本方針を維持することを確認した上で、基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、以下のとおり、旧プランに所要の変更を行い、当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)を継続することを決定いたしましたので、お知らせいたします(以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。)

また、当社は、上記取締役会において、本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案を本定時株主総会に提出することを全取締役の賛成により決定いたしました。

なお、本プランによる買収防衛策の継続を決定した当社取締役会には、当社社外監査役 3 名を含む当社監査役全員が出席し、本プランが適正に運用されることを条件に異議がない旨の意見が表明されております。

本プランは、本定時株主総会において上記承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとし、旧プランはそれを条件に廃止するものとします。

本日現在、当社が特定の第三者から当社株式等の大量買付行為(下記 4. (2)「本プランに係る手続」(a)に定義されます。以下、同じとします。)を行う旨の提案を受けている事案はございません。

旧プランからの主な変更点は次のとおりです。

- (1) 大量買付行為の定義を一部見直しました。
- (2) その他所要の修正を行いました。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量の買付であっても、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社にとっては、お客様との強い絆の維持が当社の成長を支えており、また今後の成長を支え続けるものであります。ひいては、株主の皆様の利益に繋がるものであると確信しております。こうしたお客様との強い絆が当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

(1)経営理念及び経営の基本方針について

当社は、無添加化粧品をスタートに、その後栄養補助食品、発芽米、青汁など業界の常識に挑戦してまいりましたが、以下の理念を経営の根幹とし、これを判断の拠り所としております。

- ・「もっと何かできるはず」
- ・世の中の「不」の解消を目指し、安心、安全、やさしさを追求します。
- ・常にお客様の視点に立ち、「お客様に喜んでいただくこと」をすべての基準とします。

こうした理念の下、常識にとらわれない感性と独創性をもって「不」の解消に挑戦し、無添加化粧品をはじめとして、新しい市場と価値を創造してまいりました。社会には様々な不安や不満など「不」のつく事柄が存在しており、当社は「＜美＞と＜健康＞」をテーマに『不』のつく事柄を解消する仕組みづくりを経営の基本方針としております。これからも新しい「不」の解消ビジネスに積極的に取り組

む方針であり、そのことが企業価値を高め、ひいては株主の皆様の長期的な利益に繋がるものと考えております。

(2)企業価値の源泉について

当社は創業以来、お客様との強い絆の形成をこころがけてまいりました。長期的・持続的な利益成長を図っていくためには、お客様基盤の強化が最重要課題であると認識しております。基盤の拡大を図るために、創業時は通信販売からのスタートでしたが、その後、店舗販売さらに卸販売へと販売チャネルを広げ、扱う製品も化粧品から、栄養補助食品さらに発芽米・青汁へと対象を広げてまいりました。サービス面においてもお客様に製品の新鮮さを訴えるための製造年月日表示を実施し、さらに留守でも製品を受け取れる「置き場所指定サービス」や返品・交換の無期限保証制度を導入するなど、お客様の目線に立って業務を推進してきております。

お客様視点に立ち、製品・サービスなどすべての面でお客様が期待している以上の「新しい価値＝感動品質」を創造して提供し続けることにより、お客様との長期的な信頼関係が構築され、こうしたロイヤリティの高いお客様の創造と維持が企業価値の向上につながるものと考えております。

(3)中期経営計画に基づく取組み

当社は、創業以来「不のつく事柄を解消する仕組みづくり」を経営の基本方針とし、無添加化粧品、栄養補助食品、発芽米、青汁事業などを展開してまいりました。平成 25 年 3 月期を初年度とする中期三ヵ年計画では、経営理念である「不の解消」を根底に、化粧品及び健康食品の事業ブランドを明確に再定義した長期ビジョンを策定し具現化を進めております。

[長期ビジョン]

化粧品事業：「無添加だから美しくなれる」という価値を中核に据え、「グローバル・プレミアム・ブランド」としての地位確立を目指します。

健康事業：生涯にわたる健康づくりのパートナーとして、心身ともにより良い状態が続く「Good Aging」をかなえるための製品やサービスを提供し、お客様一人ひとりが望む健康のあり方を実現します。

[事業戦略]

- ・化粧品事業は、平成 24 年 3 月にブランド再構築を開始しました。平成 27 年 3 月期までにすべての製品を全面刷新するとともに、平成 27 年 3 月期には創業以来培ってきた無添加技術を結集した無添加パーソナル化粧品の上市を目指します。
- ・健康事業は、平成 25 年 3 月に「FANCL Health Science」にブランド名称を変更し、サプリメント市場の主力ユーザーである中高年のお客様に向けたファンケル独自素材の製品を上市し、中高年向けの中核製品として展開していきます。また、効果実感のある高機能サプリや健康機能を持った食品の開発も進めていきます。

[チャネル戦略]

- ・国内では店舗チャネル及び通販チャネルの人材育成強化により、当社独自の無添加美容理論・健康理論に基づいた専門性の高い情報・サービスなどを提供します。また従来の製品開発力を活かして卸チャネルの拡大も図ってまいります。
- ・海外では、平成 25 年 2 月より化粧品事業のブランド再構築を順次スタートしており、米国 boscia を第 3 ブランドとして育成しグローバル展開を進めていきます。

なお、株主の皆様に対する利益還元につきましては、経営の重要課題と認識しております。配当につきましては、連結純利益の 40%以上を実施し、自己株式の取得につきましても、設備投資などの資金需要や株価の推移などを勘案し、機動的に実施していく方針であります。

(4)コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーから信頼される企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題として位置づけ、企業倫理と遵法を徹底するとともに、リスク管理を含めた内部統制システムを整備し、経営の効率性、透明性を確保しております。

当社は、監査役制度を採用しております。監査役 4 名のうち 3 名は社外監査役であり、経営の意思決定に対する監査の実効性向上のため取締役会をはじめ、経営会議などその他の重要な会議にも出席して適宜意見を述べております。また、経営トップとも定期的に意見交換の場を持ち、公正な経営監視体制をとっております。

また、経営の監督機能と業務執行の分離を図る目的で平成 11 年 6 月より執行役員制度を導入しております。平成 16 年 6 月には社長、専務、常務などの役付取締役を廃止し、執行役員にその役位名称を付すこととしました。また、平成 17 年 6 月には、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に変更しました。

取締役会は、取締役 9 名（うち社外取締役 1 名）で構成され、重要な業務執行その他法定事項についての決定を行うほか、当社及び子会社の業務執行状況の報告を受け、監督を行っております。

経営会議は、取締役と執行役員で構成され、取締役会の決議事項などについて事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で経営の重要事項について審議しております。

3. 本プランの目的及び必要性

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記1. に記載した基本方針に沿って継続されるものです。

当社は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。当社では、専門家とも協議の上慎重な検討を重ねた結果、個人投資家をはじめとする当社株主の皆様の利益を確保するために、当社株式に対する大量買付が行われる場合に、買付者及び買付提案者に対して事前に当該大量買付に関する情報提供を求め、これにより買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするための枠組みとして、本プランの継続が必要不可欠であると判断いたしました。

なお、平成 25 年 3 月 31 日現在の当社の大株主の状況につきましては、別紙 3 に記載のとおり

であり、当社役員及びその関係者によって当社の発行済株式総数の約 36%が保有されております。しかし、当社は上場会社であることから、株主の皆様の自由な意思に基づく取引等により当社株式が転々譲渡されることはもちろんのこと、当社の株主の分布状況は個人株主(個人株主は、保有株式数において当社発行済株式総数の 57.63%、株主数において全株主数の 99.43%にも及んでいます。)を中心に広範にわたっており、その各々の事情に基づき当社株式の譲渡その他の処分によってその保有株式が散逸していく可能性は否定できず、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に反する株式の大量買付行為がなされる可能性が存するものと考えております。

そこで、当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みが引き続き必要不可欠であると判断し、旧プランの内容を一部変更した上で、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、これを継続することを決定いたしました。

4. 本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)

(1)本プランの概要

(a)本プランに係る手続の設定

本プランは、当社の株式の大量買付行為が行われる場合に、かかる大量買付行為を行おうとする者(下記(2)(a)に定める「買付者等」をいいます。)に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様には当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています。

(b)新株予約権無償割当てと独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく大量買付行為を行うなど、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合には、当社は、これに対抗する措置(以下「対抗措置」といいます。)として、当該買付者等及び一定の関係者(下記(4)(g)に定める「非適格者」をいいます。以下、同じとします。)による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点のすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第 277 条以下に規定されます。)により割り当てます。なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、当社取締役会又は取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則(その概要については別紙1ご参照)に従い、当社経営陣からの独立性の高い者のみから構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます。)の判断を経るとともに、株主の皆様は適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プランの継続時において予定される独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙2のとおりです(独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項については別紙1をご参照ください。)。また、当社取締役会は、これに加え、本プラン所定の場合には、株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様のご意思を確認することがあります。

当社経営陣からの独立性の高い有識者により構成される独立委員会を利用することにより、当社取締役会による本プランの恣意的な発動や株主利益に反する発動が回避されるものと確信しております。

(c)本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、非適格者以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該非適格者の有する当社株式の議決権割合は最大で約 50%まで希釈化される可能性があります¹。

(2)本プランに係る手続

(a)本プランの対象となる大量買付行為

本プランは、次の①ないし③のいずれかもしくはこれらに類似する行為又はこれらの提案²(以下「大量買付行為」といいます。)がなされる場合を適用対象とします(ただし、予め当社取締役会が同意した大量買付行為は、本プランの適用対象からは除外いたします。)。大量買付行為を行い、又は行おうとする者(以下「買付者等」といいます。))には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

①当社が発行者である株券等³について、保有者⁴の株券等保有割合⁵が 20%以上となる買付等

②当社が発行者である株券等⁶について、公開買付け⁷を行う者の株券等所有割合⁸及びその特別関係者⁹の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

③上記①又は②に掲げる各行為がなされたか否かにかかわらず、当社の特定株主グループ¹⁰が、

¹ かかる希釈化率は、本新株予約権1個の目的である株式の数を最大値である1株とした場合を前提としたものであり、本新株予約権1個の目的である株式の数がこれより小さい場合には、より小さい値となることがあります。

² 「提案」は第三者に対する勧誘行為を含みます。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される「株券等」を意味します。本書において別段の定めがない限り同じとします。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)を含みます。本書において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義される「株券等保有割合」を意味します。この場合、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に定義される「保有株券等の数」を意味します。)も計算上考慮されるものとします。本書において同じとします。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義される「株券等」を意味します。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義される「公開買付け」を意味します。本書において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義される「株券等所有割合」を意味します。本書において同じとします。

⁹ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される「特別関係者」(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)を意味します。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。本書において同じとします。

¹⁰ 特定株主グループとは、(i)当社の株主、及びその共同保有者又は特別関係者、ならびに(ii)上記(i)の者の関係者(契約金融機関等のほか、上記(i)の者と実質的利害を共通にしている者、上記(i)の者の弁護士、会計士その他のアドバイザー、及びこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に認定した者を含みます。)を併せたグループをいいます。

当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。)との間で、当該他の株主が当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係¹¹を樹立する行為¹²(ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定グループに属するすべての株主と当該他の株主との株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りします。)

(b)意向表明書の提出

買付者等は、大量買付行為の実施に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面(買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの)及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書(以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。)を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている大量買付行為の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限りします。

(c)買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日(初日不算入)以内に、買付説明書(以下に定義されます。)の様式(買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。)を買付者等に対して交付いたします。買付者等には、株主の皆様の判断及び独立委員会の評価検討のために必要かつ十分な情報として、下記の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます。)等を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる本必要情報を追加的に提供していただきます。

記

- ①買付者等及びそのグループ(共同保有者¹³、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の概要(具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。)
- ②当該大量買付行為の目的、方法及び内容(対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、

¹¹ 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

¹² 上記③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、上記③の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

¹³ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)。本書において同じとします。

方法の適法性に関する情報等を含みます。)

③当該大量買付行為の対価の価額の算定根拠の詳細

④当該大量買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)

⑤当該大量買付行為が実行された後の当社及び当社企業グループ(以下「当社グループ」といいます。))の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

⑥当該大量買付行為が実行された後における当社の株主、当社グループの従業員、取引先、顧客等に対する対応方針

⑦その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d)大量買付行為の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

①当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という観点から、買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対して、適宜回答期限(当社グループの事業規模、事業の性格、株主構成等に鑑み、原則として60日を上限とします。)を定めた上、買付者等の大量買付行為の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。)、その根拠資料、代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

②独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び(当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には)当社取締役会からの情報等(追加的に提供を要求したものも含みます。)を受領した後、必要な情報が十分に提供されたと判断し、その旨を当社取締役会に伝えた日から、原則として最長60日間(ただし、独立委員会の判断により、下記(e)③に記載の手續に従い、当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとします。)(以下「検討期間」といいます。)が経過するまでの間、買付者等の大量買付行為の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上という観点から当該大量買付行為の内容を改善させるために必要であれば、検討期間において、直接又は当社取締役会を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会に代替案等の株主等に対する提示等を要求するものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

③情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、検討期間が

開始した事実につきましては、速やかに情報開示を行います。また、当社取締役会が独立委員会に大量買付行為に対する意見もしくは代替案を提示した事実又は本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、東京証券取引所の有価証券上場規程を遵守して情報開示を行います。

(e)独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者等が現れた場合、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告その他の決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、当社は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項(検討期間を延長する場合にはその期間及び理由を含みます。)について、速やかに情報開示を行います。

①独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による当該大量買付行為の内容の検討の結果、買付者等による当該大量買付行為が下記(3)「対抗措置発動の要件」に定める要件(以下「対抗措置発動要件」といいます。)のいずれかに該当した場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置として本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、本プランにおける対抗措置としては上記及び以下のとおり本新株予約権の無償割当てを想定していますが、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を実施することが相当と判断される場合には、当該その他の対抗措置を実施する旨の勧告がなされることもあります(以下、対抗措置に関する記載内容につき同様です。)

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、(I)本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、(II)本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日(下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(d)において定義されます。)の前日までの間は、本新株予約権を無償にて取得する旨の、新たな勧告を行うことができるものとします。

(i)当該勧告後、買付者等が大量買付行為を撤回した場合、その他大量買付行為が存しなくなった場合

(ii)当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による大量買付行為が対抗措置発動要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でなくなった場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うに際し、大量買付行為が本プランに定める手続を遵守しているか否か、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する程度、株主総会を開催する時間的猶予等の諸事情を勘案した上、独立委員会が対抗措置発動の判断をすることが困難な場合等において、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すこともできるものとします。

②独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による当該大量買付行為の内容の検討等の結果、買付者等による当該大量買付行為が対抗措置発動要件のいずれにも該当しないと判断した場合、又は対抗措置発動要件に該当するが対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合には、検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による大量買付行為が対抗措置発動要件のいずれかを充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③独立委員会が検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の検討期間の満了時まで、買付者等による当該大量買付行為の内容の評価に時間を要するなど合理的な理由により本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合、独立委員会は、当該買付者等の大量買付行為の内容の検討・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、検討期間を 30 日間を上限として延長する旨の決議を行うことができます。

上記決議により検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に上記①又は②の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f)取締役会の決議・株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、独立委員会の上記(e)の手続に従い行われる勧告を検討の上、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

ただし、(i)独立委員会が対抗措置発動の判断をすることが困難な場合等において、独立委員会が株主総会の承認を得るべき旨の留保を付したとき、又は(ii)当該大量買付行為につき、下記(3)「対抗措置発動の要件」(b)ないし(e)への該当性が問題となる場合において、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上、善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断するときは、当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施に際して、実務上可能な限り速やかに株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認するものとします(ただし、上記(i)において実務上株主総会の開催が著しく困難な場合はこの限りではありません。))。

買付者等は、本プランによる手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、又は株主意思確認総会が開催される場合には株主意思確認総会において新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決されるまでの間、大量買付行為を実施してはならないものとします。

(3)対抗措置発動の要件

買付者等による当該大量買付行為が以下のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償

割当を実施することが相当であると認められる場合、上記(2)「本プランに係る手続」(f)に従い、対抗措置として本新株予約権の無償割当てが実施されることになります。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(e)に記載のとおり、対抗措置を発動することが相当か否かについては、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

(a)本プランに定める手続を遵守しない大量買付行為である場合

(b)以下の行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあると判断される場合

①株券等を買占め、その株券等について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為

②当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

③当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(c)強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等、株主に当社の株式の売却を事実上強要するおそれのある大量買付行為であると判断される場合

(d)当該大量買付行為の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の可能性、大量買付行為の後の経営方針・事業計画等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当であると判断される場合

(e)当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の株主、従業員、顧客、取引先等との関係その他当社の企業価値の源泉を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大量買付行為であると判断される場合

(4)本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づく対抗措置として行われる本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a)本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。)において当社取締役会が別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

(b)割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、原則としてその有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権を割り当てます。

(c)本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(d)本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の総数は、割当期日における当社発行可能株式総数から当社発行済株式(ただし、当社の所有する当社株式を除きます。)の総数を減じた株式数を上限とします¹⁴。また、本新株予約権1個の目的である株式¹⁵の数(以下「対象株式数」といいます。)は、別途調整がない限り原則として1株¹⁶とします。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権の新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。

(e)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f)本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、下記(i)②に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g)本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者¹⁷、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者¹⁸、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当

¹⁴ 本プラン継続決定時の当社の発行可能株式総数は 233,838,000 株、発行済株式総数は 65,176,600 株(平成 25 年 5 月 14 日時点)です。

¹⁵ 将来、当社が種類株式発行会社(会社法第 2 条第 13 号)となった場合においても、①本新株予約権の行使により交付される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式(普通株式)と同一の種類の株式を指すものとします。

¹⁶ 当社が株式分割又は株式併合などを行った場合には、適宜適切な調整を行います。

¹⁷ 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹⁸ 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第 27 条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)の買付け等の開始の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者¹⁹(以下(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができないものとします。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができないものとします(ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(i)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)

(h)本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i)当社による本新株予約権の取得

- ①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、すべての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ②当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、原則として本新株予約権 1 個につき対象株式数²⁰の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、原則として本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j)その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5)本プランの有効期間、廃止及び変更

(a)本プランの有効期間

本プランは、本定時株主総会において、本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとし、その有効期間は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案が可決された時から、

¹⁹ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

²⁰ 当社は、対象株式数が1株未満である場合には、適用法令に従い、適切な端数の処理を行うことを予定しており、その場合、本新株予約権1個につき交付される当社株式等の数が対象株式数とは異なることがあります。

本定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

(b)本プランの廃止及び変更

上記(a)に定める有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び(変更等の場合には)変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

5. 本プランが当社の株主の共同利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

(1)買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

(2)株主共同の利益の確保及び向上の目的

本プランは、上記 3.「本プランの目的及び必要性」に記載したとおり、当社株式に対する大量買付行為が行われる際、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(3)株主意思を重視するものであること

上記 4. (5)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランの有効期間は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案が可決された時から、本定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、当該定時株主総会において議案として諮り、株主の承認が得られた場合に限り、当該有効期間をさらに延長することが予定されており、株主の皆様のご意思が反映されることになっております。また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなさ

れた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの継続及び廃止は、当社株主の皆様のご意思に基づくこととなっております。

(4)独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会又は取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、対抗措置の発動及び中止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しております。

実際に買付者等が出現した場合には、上記 4. (2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を検討の上、当該判断を最大限尊重して、対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会又は取締役の恣意的な判断を防止するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5)合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、上記4. (2)(e)「独立委員会による勧告等の手続」及び 4. (3)「対抗措置発動の要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものです。

(6)第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7)デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 4. (5)の「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、買付者等が当社の株券等を大量に買い付けた場合、株主総会決議又は買付者等が指名し、株主総会で選任された取締役を構成員とする取締役会決議により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

6. 株主の皆様等への影響

(1)本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2)本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。ただし、当社は、上記 4. (4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(i)に従い、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

また、本新株予約権の行使や当社による本新株予約権の取得により交付される当社株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当社は、適用法令に従い金銭処理を行うことがあります。この場合にも、株主の皆様の保有する当社株式の希釈化が生じる可能性があります。原則として経済的な希釈化は生じません。

なお、当社は、新株予約権無償割当て決議がなされた後においても、例えば、買付者等が大量買付行為を撤回した等の事情により、本新株予約権に係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日までにおいては本新株予約権すべてについてこれを無償で取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3)本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続

(a)本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に本新株予約権が無償にて割り当てられ、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

(b)本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行

使用する日等の必要事項、ならびに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権の行使に際して出資されるべき財産の価額を払込取扱場所に払い込むことにより、原則として、本新株予約権 1 個につき 1 株の当社株式が交付されることになります。なお、本新株予約権を行使した者に交付する当社株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、行使期間開始日までに株式分割などの方法により予め調整を行ったり、又は、適用法令に従い金銭処理を行うことなどもあります。

(c) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式を受領することになります。なお、交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、適用法令に従い金銭処理を行うことがあります。また、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

別紙1

独立委員会規則の概要

1. (独立委員会の設置)

独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

2. (独立委員会の委員の選任)

独立委員会の委員は、3 名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する当該有識者の当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

3. (独立委員会の委員の任期)

独立委員会の委員の任期は、選任後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合(再任された場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

4. (独立委員会の招集)

独立委員会の各委員は、買付者等が出現した場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。

5. (決議要件)

独立委員会の決議は、独立委員会の委員のうち 3 分の 2 以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。

6. (決議事項及び責任)

独立委員会は、本プラン及び本規則に定める独立委員会の職務を行う。また、独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容及び理由を記載した書面を提出することにより当社取締役会に対して勧告する。独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

①本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施

②本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得

③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

7. (情報の収集等)

- ①独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書及び提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に本必要情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の大量買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ②独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ③独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ることができる。

以 上

別紙 2

独立委員会委員略歴

本プラン継続時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

高野 利雄(たかの としお)

【略歴】

昭和43年4月	札幌地方検察庁検事
昭和62年3月	東京地方検察庁特別捜査部副部長
平成5年4月	東京地方検察庁刑事部長
平成6年12月	最高検察庁検事
平成7年7月	甲府地方検察庁検事正
平成11年12月	最高検察庁刑事部長
平成12年11月	東京地方検察庁検事正
平成13年11月	仙台高等検察庁検事長
平成16年1月	名古屋高等検察庁検事長
平成17年4月	弁護士登録、財団法人国際研修協力機構理事長
平成18年2月	高野法律事務所開設
平成19年5月	放送倫理・番組向上機構(BPO)顧問(現任)
平成19年7月	年金記録確認中央第三者委員会委員長代理
平成23年7月	年金記録確認中央第三者委員会委員長(現任)

高野利雄氏は、社外監査役候補者であり、本定時株主総会において選任された場合には、当社社外監査役に就任する予定であります。

同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

澤田 貴司(さわだ たかし)

【略歴】

昭和56年4月	伊藤忠商事株式会社入社
平成9年5月	株式会社ファーストリテイリング入社
平成9年11月	同社常務取締役
平成10年11月	同社取締役副社長
平成15年1月	株式会社キアコン代表取締役社長
平成17年5月	コールド・ストーン・クリーマリー・ジャパン株式会社代表取締役会長(現任)
平成17年10月	株式会社リヴァンプ代表取締役
平成17年12月	株式会社ロッテリア取締役
平成18年6月	クリスピー・クリーム・ドーナツ・ジャパン株式会社取締役(現任)
平成20年6月	株式会社野村総合研究所取締役(現任)
平成22年2月	プレッツェル・ジャパン株式会社代表取締役(現任)
平成23年2月	株式会社リヴァンプ代表取締役社長(現任)
平成23年3月	株式会社リヴァンプ・インベストメンツ代表取締役(現任)
平成24年4月	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社取締役(現任)

同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

中久保 満昭(なかくぼ みつあき)

【略歴】

平成7年4月	弁護士登録(第二東京弁護士会)
平成7年4月	あさひ法律事務所入所
平成13年4月	あさひ法律事務所パートナー
平成14年10月	あさひ・狛法律事務所パートナー
平成16年4月 ～平成18年3月	第二東京弁護士会司法修習委員会副委員長
平成17年6月 ～平成19年8月	ペンタックス株式会社(当時東証第一部)買収防衛策導入に伴う 独立委員会委員
平成19年4月	あさひ法律事務所パートナー(現任)
平成19年6月	株式会社ジーエス・ユアサ・コーポレーション(東証第一部) 買収防衛策導入に伴う企業価値評価委員会委員(現任)
平成20年4月 ～平成21年3月	第二東京弁護士会常議員
平成24年4月	独立行政法人国際協力機構(JICA)契約監視委員会委員(現任)

同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

以 上

別紙 3

当社株主の状況(平成 25 年 3 月 31 日現在)

1. 発行可能株式総数

普通株式 233,838,000 株(単元株式数 100 株)

2. 発行済株式の総数

普通株式 65,176,600 株

3. 株主数

98,967 名

4. 所有者別状況

所有者区分	株主数(名)	所有株式数(株)	所有株式割合(%)
金融機関	28	6,343,300	9.73
金融商品取引業者	26	264,098	0.41
その他の法人	309	11,693,744	17.94
外国法人等	199	9,046,788	13.88
個人・その他	98,404	37,558,913	57.63
自己名義株式	1	269,757	0.41
合計	98,967	65,176,600	100.00

5. 大株主の状況

株主名	所有株式数(株)	所有株式割合(%)
株式会社ケイアイ	8,507,000	13.05
池森賢二	5,696,580	8.74
HSBC PRIVATE BANK (SUISSE) SA HONG KONG BRANCH A/C CMC HOLDINGS LIMITED	4,586,300	7.04
株式会社ピロース	2,422,000	3.72
池森政治	1,923,692	2.95
宮島明子	1,838,532	2.82
宮島弘光	1,797,260	2.76
池森 行夫	1,375,480	2.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,233,900	1.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,141,900	1.75

以上